

令和4年1月20日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

まん延防止等重点措置に係る感染防止対策の徹底について

県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年1月19日、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置を1月21日～2月13日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」(以下「実施方針」という。)を策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

つきましては、高齢者施設等においても感染防止対策の徹底及びサービス提供の継続について、下記事項のほか、引き続き【別紙】のとおり対応をお願いします。

- 万一、感染が疑われる者が発生した場合は、指定権者に報告してください。また、感染者が一人でも発生した場合には、令和3年3月1日付事務連絡「施設・事業所における新型コロナウイルス感染症に係る報告について」に基づき、施設の情報及び陽性者数等を日次報告 web フォームに入力いただき、日々の状況を報告してください(横浜市・川崎市・横須賀市に所在する事業所・施設を除く)。県医療危機対策本部室、保健所、県高齢福祉課等が連携して支援します。(感染拡大防止指導、集中検査の実施、職員応援調整や衛生用品の支援)

(日次報告 web フォーム入力マニュアル掲載場所)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

- 県では日本財団と連携して高齢者施設等従事者への定期的な PCR 検査を実施していますので、週1回の頻度で受検いただくようお願いいたします。まだお申し込みいただいていない事業者は【別紙】を参照の上、お申し込みください。
- 面会については、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン(第3版)」を活用することにより、感染拡大防止対策に努めていただきながら利用者と家族等との交流の機会を確保していただいているところですが、オンラインを活用するなど感染リスクをできるだけ低く抑えた面会方法を検討の上、実施していただくようあらためてお願いします。

- なお、介護保険法等では、感染症や自然災害におけるBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）策定の義務付けについて、令和6年3月末までの経過措置期間が設けられていますが、新型コロナウイルス感染症発生を想定したBCPをできるだけ速やかに作成するようお願いいたします。

BCP策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」等（下記URL参照）を御参照ください。

<厚生労働省ホームページ>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護

> 介護・高齢者福祉

> 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

【別添】

- 1 知事メッセージ
- 2 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」

（別紙、別添の掲載場所）

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)